**新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務の取扱いについて（提案）**

令和2年2月27日

人事局

**１　提案理由**

新型コロナウイルス感染症に家族等が感染し、職員が保健所等から濃厚接触者として外出自粛の協力要請等を受けた場合や、学校等の臨時休業等により子の世話が必要となった場合における服務の取扱いについて定める。

**２　職員の服務の取扱い**

**(1) 職員が保健所等から濃厚接触者として外出自粛の協力要請等を受けた場合**

**職務を専念する義務を免除**するものとする。

※特別職非常勤職員については有給の特別休暇

【対象者】

①　検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合

②　保健所（帰国者・接触相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

【取得日数】

①については必要と認める期間又は時間

②については濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた期間又は時間

**(2) 学校等の臨時休業等により子の世話が必要となった場合**

**子の看護休暇**を取得できるものとする。

【対象者】

　　　　中学校就学の始期に達しない子どもを養育する職員が、新型コロナウイルスに伴う学校等の臨時休業等の措置により、子の世話が必要なため、勤務しないことが相当であると認められる場合

【取得日数】

年間に付与される子の看護休暇（5日間）の範囲内

**３　実施日**　　　令和２年2月28日から

**4　協議期間**　　令和２年2月2７日